

「家族の法制に関する世論調査」の概要

令和4年3月
内閣府政府広報室

- 調査対象 全国18歳以上の日本国籍を有する者 5,000人
有効回収数2,884人（回収率57.7%）
- 調査期間 令和3年12月2日～令和4年1月9日
- 調査方法 郵送法
- 調査目的 家族や家族に関する法制度についての国民の意識を把握し、今後の施策の参考とする。
- 調査項目 1 家族の役割に対する考え方
2 婚姻した場合の名字・姓に対する考え方
3 裁判上の離婚
- 調査実績 「家族法に関する世論調査」（平成8年6月）
「選択的夫婦別氏制度に関する世論調査」（平成13年5月）
「家族の法制に関する世論調査」
（平成18年12月、平成24年12月、平成29年12月）
- 関係省庁 法務省
- 回収結果 有効回収数2,884人（回収率57.7%）

年齢階級	回収数 (男女計)	構成比 (%)	回収数 (うち男性)	回収数 (うち女性)
18～19歳	63人	(2.2%)	33人	30人
20～29歳	260人	(9.0%)	126人	134人
30～39歳	324人	(11.2%)	145人	179人
40～49歳	477人	(16.5%)	226人	251人
50～59歳	458人	(15.9%)	227人	231人
60～69歳	502人	(17.4%)	236人	236人
70歳以上	800人	(27.7%)	367人	433人
合計	2,884人	(100.0%)	1,360人	1,524人

そ の 他

- 1 新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、調査員と調査対象の方との接触を回避するため、郵送法で実施した。
- 2 平成29年12月調査までは調査員による個別面接聴取法で実施しているため、郵送法で実施した令和3年12月調査との単純比較は行わない。
また、平成27年度までは、調査対象者の年齢が20歳以上であったが、平成28年度以降は18歳以上の方を調査対象に実施している。
- 3 図表の数値(%)は、表章単位未満の位で四捨五入しているため、内訳の合計が100にならないこともある。

1 家族の役割に対する考え方

(1) 家族の役割

問1 あなたが、家族の役割として最も大切だと思うものは何ですか。(〇は1つ)

令和3年12月

- ・子どもをもうけ、育てるという出産・養育面 22.7%
- ・親の世話をするという介護面 3.8%
- ・心のやすらぎを得るという情緒面 51.4%
- ・日常生活の上で必要なことをするという家事面 17.4%

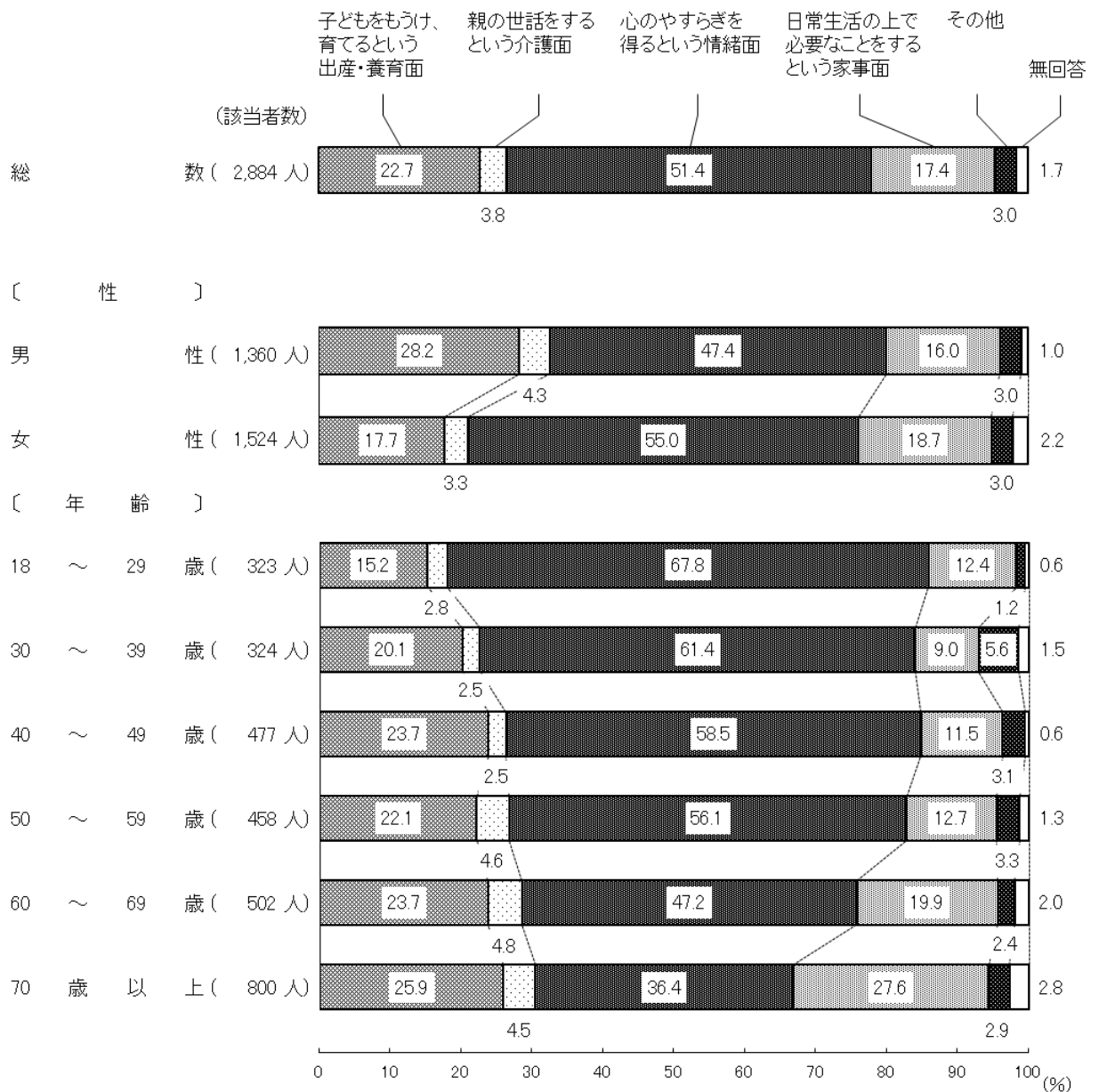


表1－参考 家族の役割

	該 当 者 数	産 育 子 ど も を も う け、 出 産 ・ 養 育 面	親 の 世 話 を す る と い う 介 護 面	心 の や す ら ぎ を 得 る と い う 情 緒 面	日 常 生 活 の 上 で 必 要 な こ と を す る と い う 家 事 面	そ の 他	わ か ら な い
	人	%	%	%	%	%	%
平成8年6月調査	2,157	22.2	8.6	49.0	15.9	0.1	4.1
平成18年12月調査	2,766	29.2	7.8	44.4	15.8	0.8	2.0
平成24年12月調査	3,041	29.5	9.4	38.1	20.2	0.5	2.2
平成29年12月調査 (うち20歳以上)	2,905	27.7	7.2	40.7	21.2	0.7	2.4
平成29年12月調査	2,952	27.6	7.1	41.0	21.2	0.7	2.5

(注) 平成29年12月調査までは、調査員による個別面接聴取法で実施しているため、令和3年12月調査との単純比較は行わない。

2 婚姻した場合の名字・姓に対する考え方

(1) 家族と名字・姓に対する意識

問2 あなたは、名字・姓とは、どういうものだと思いますか。(〇はいくつでも)

令和3年12月

- ・先祖から受け継がれてきた名称 45.8%
- ・他の人と区別して自分を表す名称の一部 42.9%
- ・夫婦を中心にした家族の名称 31.2%
- ・単なる名称にとどまらない、自分が自分であることや人格の基礎 18.5%

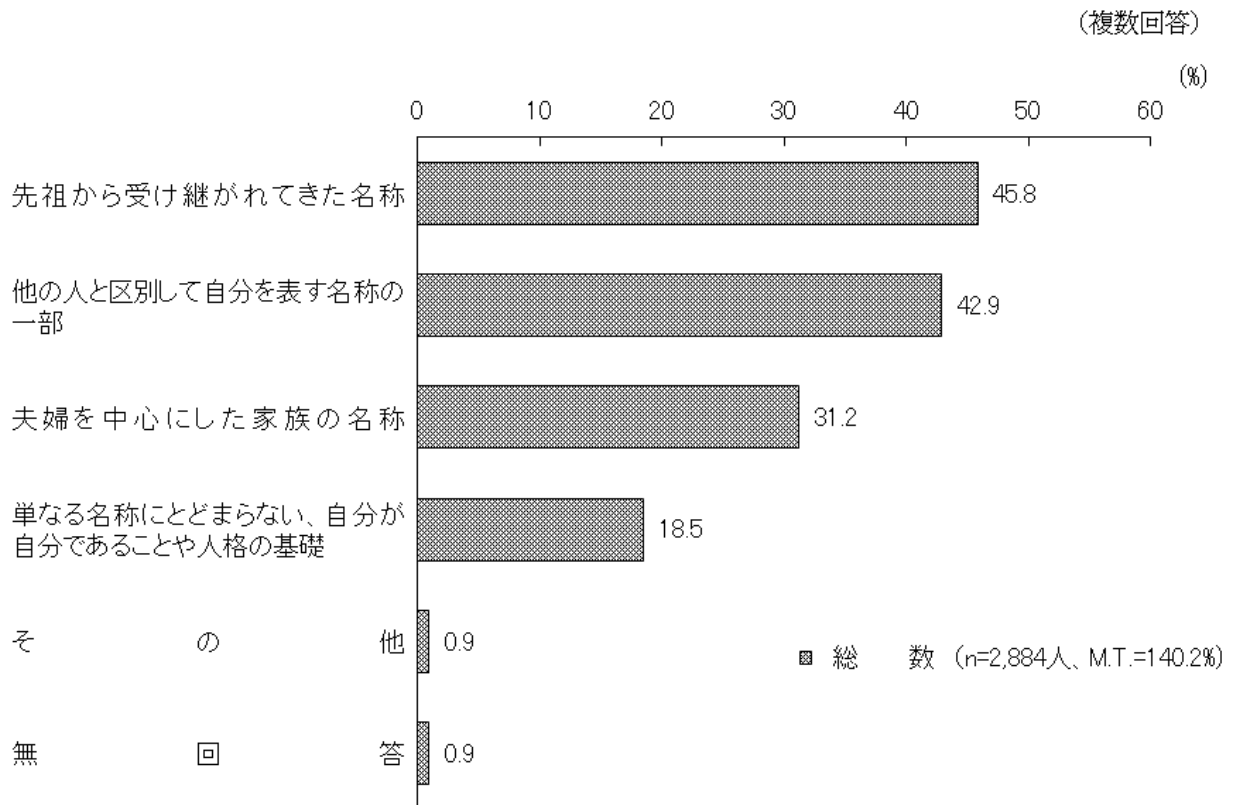


表2－参考 家族と名字・姓に対する意識

	該 当 者 数	(ア) 他 の人と区 別して 自分を表 す名称の 一部	(イ) 先 祖から受 け継が れてきた 名称	(ウ) 夫 婦を中 心にし た家 族の 名称	(ア) と (イ) の 両方	(ア) と (ウ) の 両方	(イ) と (ウ) の 両方	(ア) と (イ) と (ウ) の 全部	そ の 他	わ か ら な い
	人	%	%	%	%	%	%	%	%	%
平成8年6月調査	2,157	13.9	41.1	19.4	8.2	2.9	5.9	7.0	0.0	1.6
平成13年5月調査	3,468	16.3	45.3	11.6	9.6	2.1	5.7	6.7	0.1	2.5
平成18年12月調査	2,766	12.5	45.1	16.7	7.7	2.8	6.7	7.7	0.1	0.7
平成24年12月調査	3,041	11.3	45.9	17.9	7.9	2.2	5.6	7.7	0.3	1.3
平成29年12月調査 (うち20歳以上)	2,905	13.4	43.4	13.5	9.3	3.0	7.4	8.2	0.1	1.7
平成29年12月調査	2,952	13.4	43.3	13.6	9.3	3.0	7.4	8.2	0.1	1.6

(注1) 平成29年12月調査までは、「あなたは、名字(姓)とは、どういうものだと思いますか。次の中から1つだけお答えください。」と聞いている。

(注2) 平成29年12月調査までは、調査員による個別面接聴取法で実施しているため、令和3年12月調査との単純比較は行わない。

(2) 婚姻による名字・姓の変更により生ずる不便・不利益

問3. 現在の制度では、婚姻によって、夫婦のどちらかが必ず名字・姓を変えなければならないことになっています。あなたは、このことにより、名字・姓を変えた人に何らかの不便・不利益があると思いますか。(〇は1つ)

令和3年12月

- ・何らかの不便・不利益があると思う 52.1%
- ・何らの不便・不利益もないと思う 47.5%

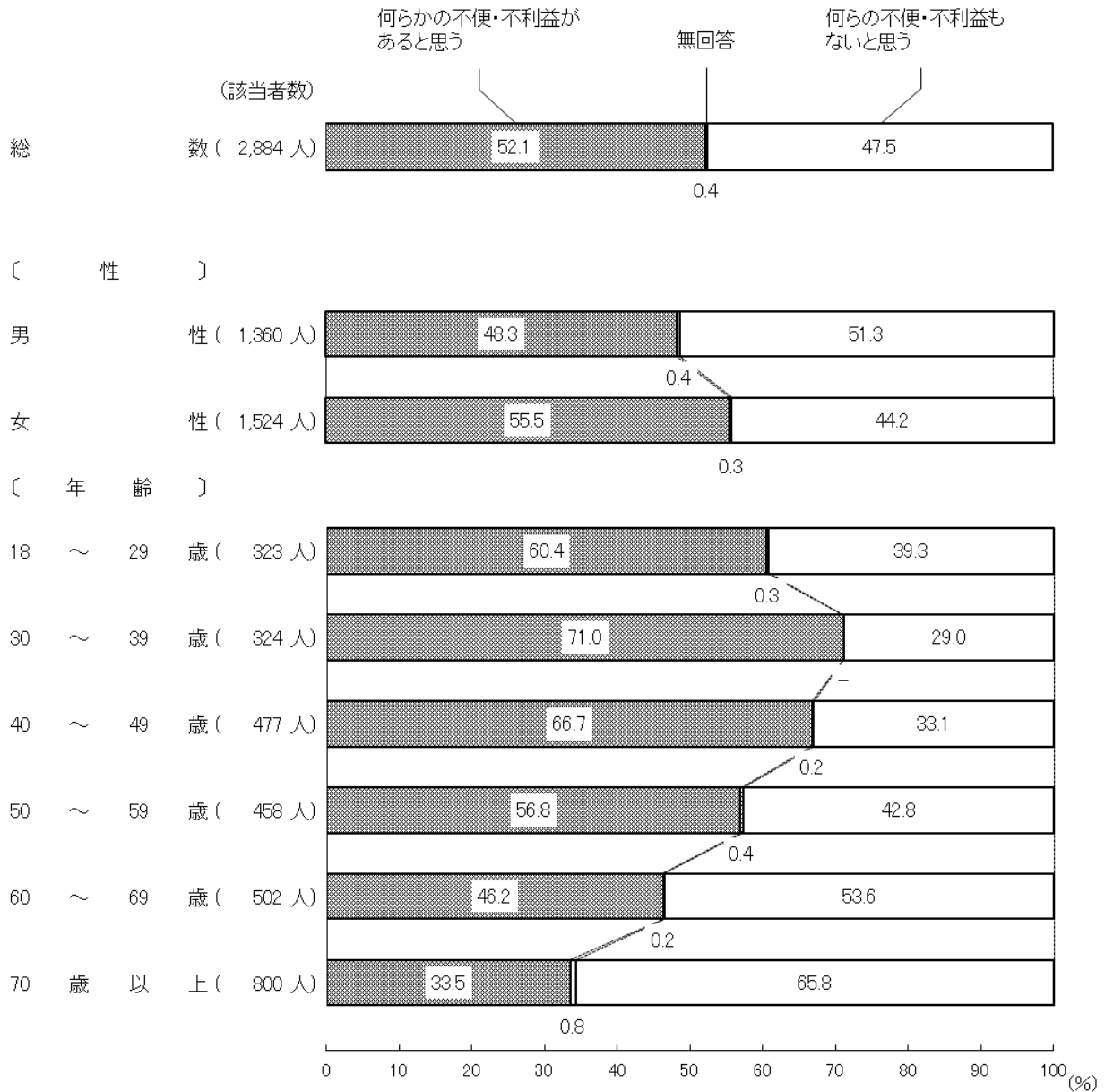


表3-参考 婚姻による名字・姓の変更により生ずる不便・不利益

	該 当 者 数	生何 ずら るか の不 便を あ るこ とを 思 う	生何 じら ない の不 便を 思 う	わ か ら な い
	人	%	%	%
平成8年6月調査	2,157	41.1	53.9	5.0
平成13年5月調査	3,468	41.9	52.9	5.2
平成18年12月調査	2,766	46.3	50.9	2.8
平成24年12月調査	3,041	45.6	51.4	3.0
平成29年12月調査 (うち20歳以上)	2,905	46.6	50.9	2.5
平成29年12月調査	2,952	46.7	50.7	2.5

(注1) 平成29年12月調査までは、「現在の法律では、婚姻によって、夫婦のどちらかが必ず名字(姓)を変えなければならないことになっています。あなたは、婚姻前から仕事をしてきた人が、婚姻によって名字(姓)を変えると、仕事の上で何らかの不便を生ずることがあると思いますか。」と聞いている。

(注2) 平成29年12月調査までは、調査員による個別面接聴取法で実施しているため、令和3年12月調査との単純比較は行わない。

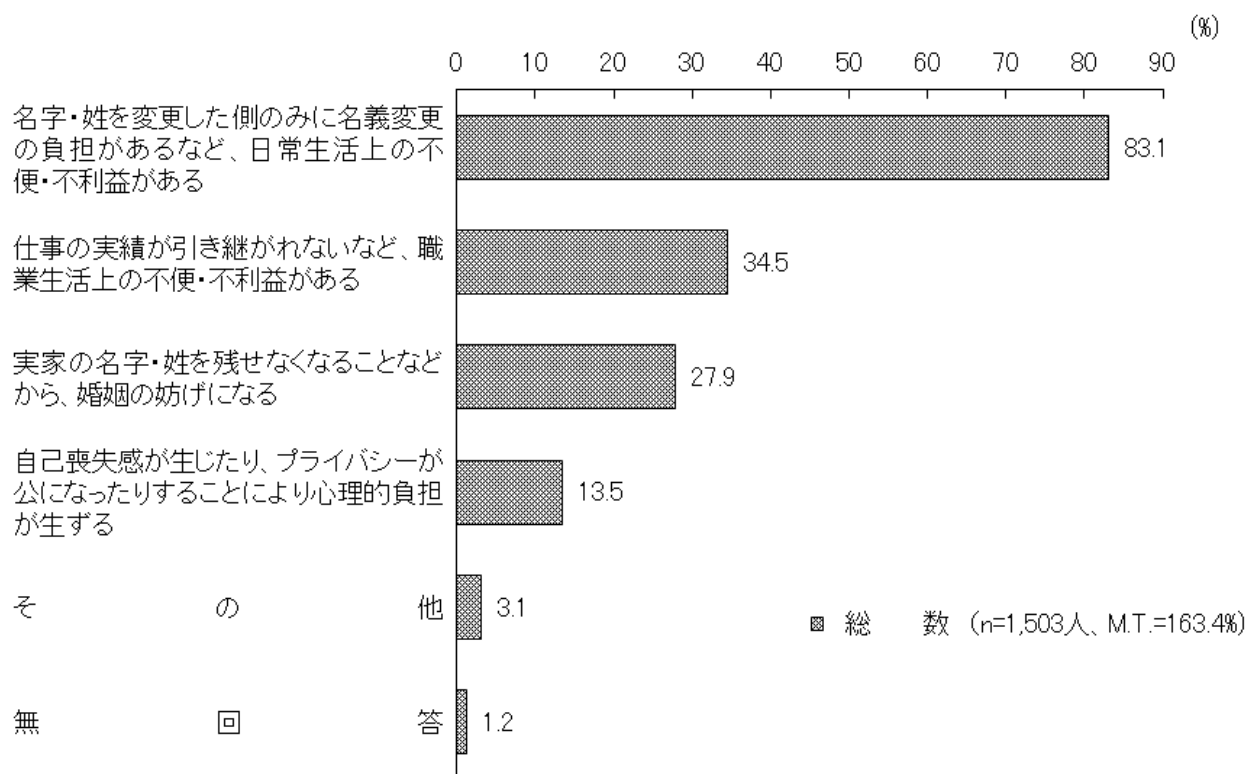
ア 不便・不利益の具体的内容

(問3で「何らかの不便・不利益があると思う」と答えた方(1,503人)に)
 問4 何らかの不便・不利益があると思うとの意見の中には、次のような意見がありますが、不便・不利益になると思うものを選んでください。(〇はいくつでも)

令和3年12月

- ・ 名字・姓を変更した側のみに名義変更の負担があるなど、日常生活上の不便・不利益がある 83.1%
- ・ 仕事の実績が引き継がれないなど、職業生活上の不便・不利益がある 34.5%
- ・ 実家の名字・姓を残せなくなるなどから、婚姻の妨げになる 27.9%
- ・ 自己喪失感が生じたり、プライバシーが公になったりすることにより心理的負担が生ずる 13.5%

(「何らかの不便・不利益があると思う」と答えた者に、複数回答)



イ 婚姻前の名字・姓の通称使用

(問3で「何らかの不便・不利益があると思う」と答えた方(1,503人)に)
 問5 婚姻をして名字・姓を変えても、不便・不利益がなくなるようにするため、婚姻前の名字・姓を通称として使えばよいという考え方がありますが、このような考え方について、どのように思いますか。(〇は1つ)

令和3年12月

- ・通称を使うことができれば、不便・不利益がなくなると思う 37.1%
- ・通称を使うことができて、それだけでは、
 対処しきれない不便・不利益があると思う 59.3%

(「何らかの不便・不利益があると思う」と答えた者に)

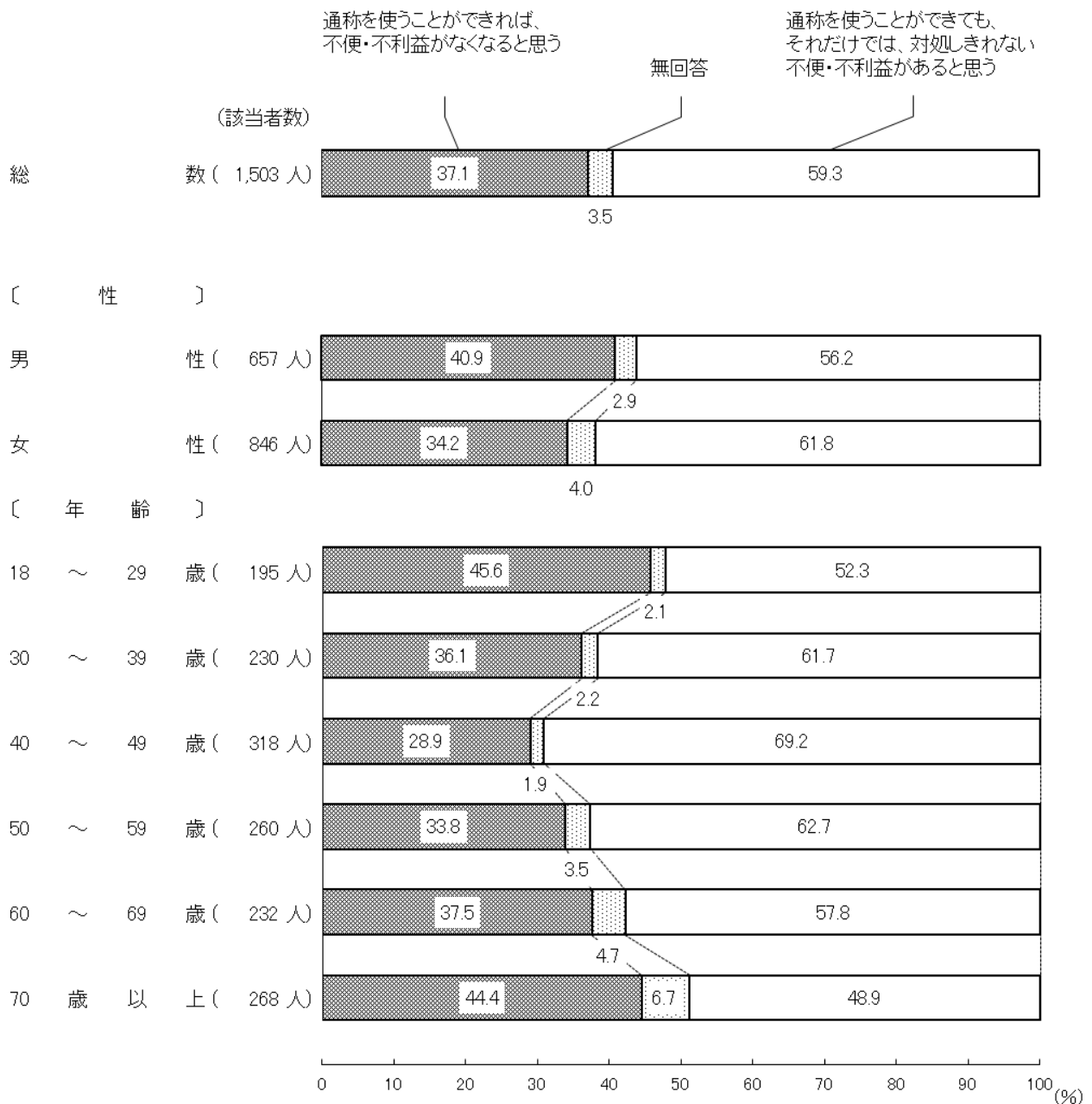


表5－参考 婚姻前の名字・姓の通称使用

(「婚姻をしても、仕事の上で不便を生じないようにした方がよい」と答えた者に)

	該 当 者 数	と生きを仕 思じれ使事 うなばうの い、こ上 で不とで 済便が通 むをで称	あきけきを仕 るれでて使事 となはもうの 思い、こ上 う不対そとで 便処れが通 がしだで称	わ か ら な い
	人	%	%	%
平成8年6月調査	526	52.5	45.4	2.1
平成13年5月調査	825	56.6	41.5	1.9
平成18年12月調査	802	54.9	41.3	3.9
平成24年12月調査	841	58.5	39.4	2.1
平成29年12月調査 (うち20歳以上)	815	58.0	40.9	1.1
平成29年12月調査	826	57.7	41.2	1.1

(注1) 平成29年12月調査までは、「婚姻をして名字(姓)を変えても、仕事の上で不便を生じないようにするため、婚姻前の名字(姓)を通称として使えばよいという考え方がありますが、あなたは、このような考え方について、どのように思いますか。次の中から1つだけお答えください。」と聞いている。

(注2) 平成29年12月調査までは、調査員による個別面接聴取法で実施しているため、令和3年12月調査との単純比較は行わない。

(3) 婚姻による名字・姓の変更に対する意識

問6 あなたは、婚姻によって、ご自分の名字・姓が相手の名字・姓に変わったとした場合、どのような感じを持つと思いますか。(〇はいくつでも)

(上位3項目)
令和3年12月

- ・名字・姓が変わったことで、新たな人生が始まるような喜びを感じると思う 54.1%
- ・相手と一体となったような喜びを感じると思う 39.7%
- ・名字・姓が変わったことに違和感を持つと思う 25.6%
- ・何も感じないと思う 11.1%

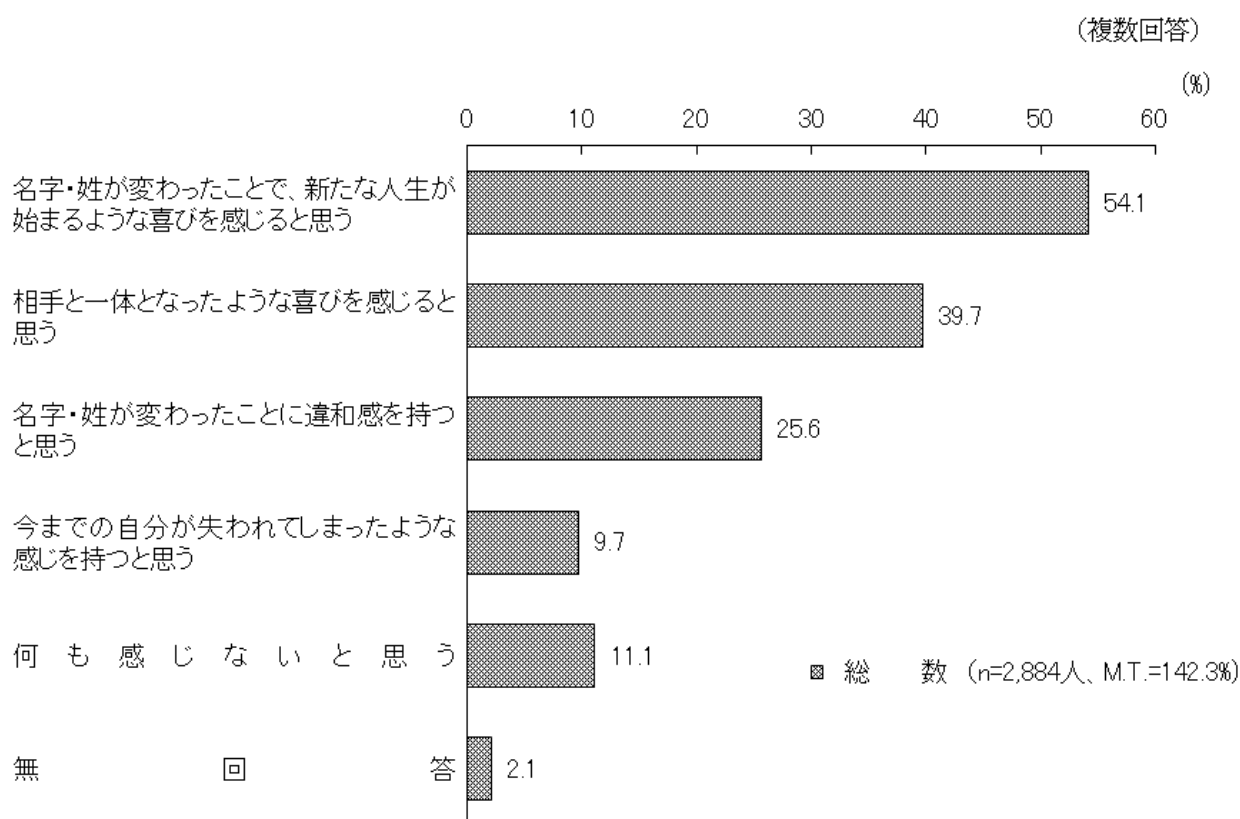


表6－参考 婚姻による名字・姓の変更に対する意識

(複数回答)

	該 当 者 数	名字(姓)が 変わったこと で、新たな 人生が始まる ような喜びを 感じると 思う	相手と一体 となった ような 喜びを感じ ると思う	何も感じ ないと思 う	名字(姓)が 変わったこ とに違和感 を持つと思 う	今までの自 分が失われ てしまった ような感じ を持つと思 う	その他	わか らな い	計 (M.T.)
	人	%	%	%	%	%	%	%	%
平成8年6月調査	2,157	43.4	25.1	21.3	19.0	8.9	0.0	3.2	121.1
平成13年5月調査	3,468	42.8	28.8	21.6	24.7	7.6	0.6	3.7	127.8
平成18年12月調査	2,766	47.1	30.2	17.2	23.9	9.9	0.4	1.9	130.5
平成24年12月調査	3,041	47.5	30.8	19.1	22.3	7.4	0.3	2.4	129.8
平成29年12月調査 (うち20歳以上)	2,905	41.8	30.9	23.2	22.5	8.6	0.4	2.0	129.4
平成29年12月調査	2,952	41.9	31.0	23.0	22.7	8.6	0.4	2.0	129.6

(注1) 平成29年12月調査までは、「あなたは、婚姻によって、ご自分の名字(姓)が相手の名字(姓)に変わったとした場合、そのことについて、どのような感じを持つと思いますか。次の中からいくつでもお答えください。」と聞いている。

(注2) 平成29年12月調査までは、調査員による個別面接聴取法で実施しているため、令和3年12月調査との単純比較は行わない。

(4) 婚姻の届出をしないこととの関係

問7 婚姻の届出をしていない男女の中には、婚姻の届出をしている夫婦と全く同じ生活をしている人たちがいます。あなたは、そのような人たちの中に、双方がともに名字・姓を変えたくないという理由で、婚姻の届出をしない人がいると思いますか。(〇は1つ)

令和3年12月

- ・ いると思う 81.7%
- ・ いないと思う 17.7%

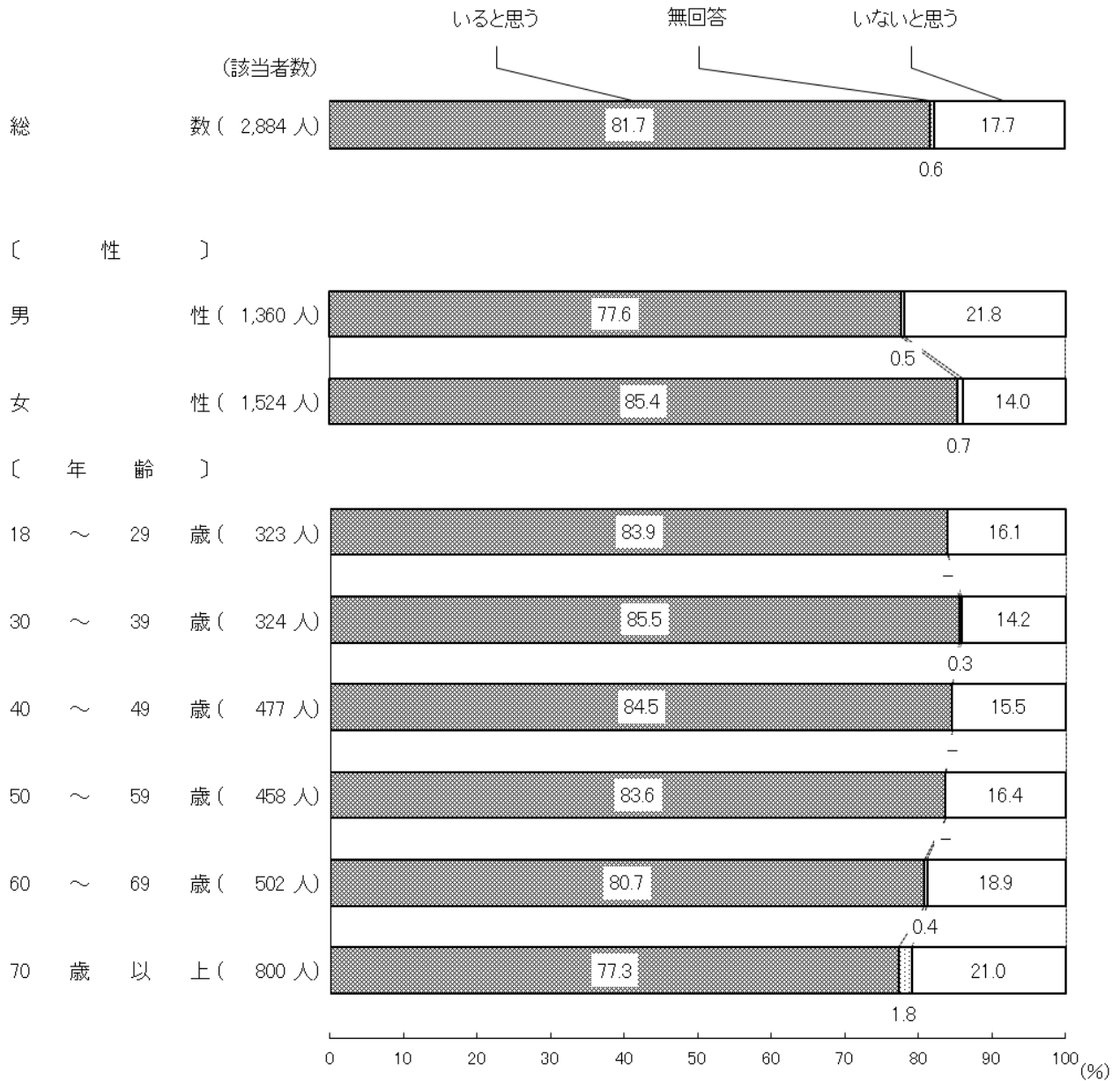


表7－参考 婚姻の届出をしないこととの関係

	該 当 者 数	思の出なうえ名 う夫を夫理た字 婦し婦由く(姓) もなとでな(い) いいな(い) る内る正とを と縁届式い変	いの出なうえ名 と夫を夫理た字 思婦し婦由く(姓) うはなとでな(い) 、いな(い) い内る正とを な縁届式い変	わ か ら な い
	人	%	%	%
平成8年6月調査	2,157	59.3	28.7	11.9
平成13年5月調査	3,468	57.0	30.0	13.0
平成18年12月調査	2,766	62.1	29.5	8.5
平成24年12月調査	3,041	61.3	29.4	9.3
平成29年12月調査 (うち20歳以上)	2,905	67.4	24.4	8.3
平成29年12月調査	2,952	67.4	24.3	8.3

(注1) 平成29年12月調査までは、「世間には、正式に結婚している夫婦と全く同じ生活をしているけれども、正式な夫婦となる届出をしていないという男女(内縁の夫婦)がいます。あなたは、そのような内縁の夫婦の中に、双方がともに名字(姓)を変えたくないという理由で、正式な夫婦となる届出をしない人がいると思いますか。」と聞いている。

(注2) 平成29年12月調査までは、調査員による個別面接聴取法で実施しているため、令和3年12月調査との単純比較は行わない。

(5) 家族の一体感・きずな

問8 あなたは、夫婦・親子の名字・姓が違うことによる、夫婦を中心とする家族の一体感・きずなへの影響の有無について、どのように思いますか。(〇は1つ)

令和3年12月

- ・家族の一体感・きずなが弱まると思う 37.8%
- ・家族の一体感・きずなには影響がないと思う 61.6%

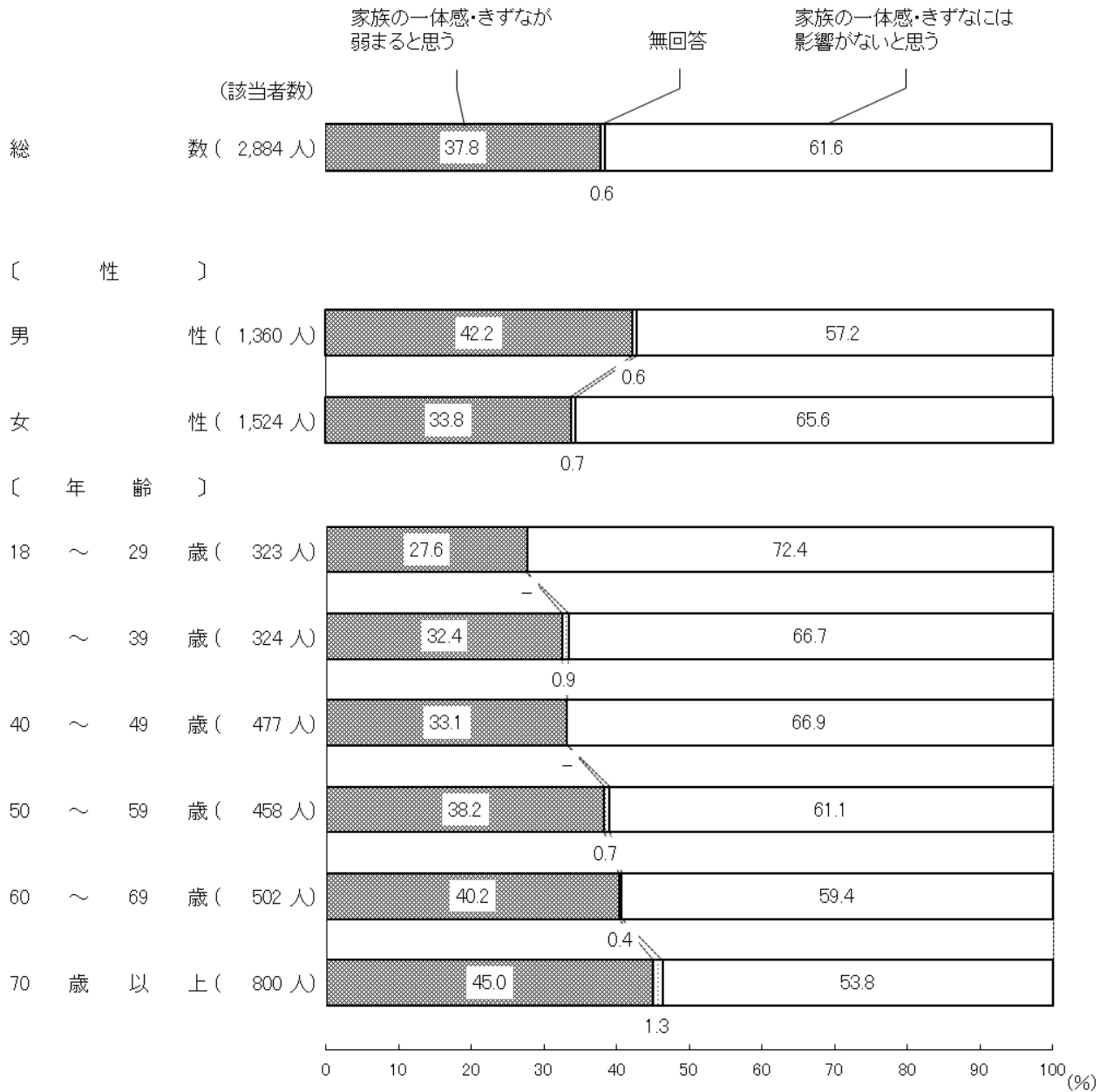


表8－参考 家族の一体感・きずな

	該 当 者 数	弱感と（家 ま（きずな）族 る（きずな）族 と思（きずな）の う）が違（きずな） が体う字	思は感も（家 う影（きずな）族 響（きずな）族 が（きずな）の ない（きずな）違（きずな） とに体て字	そ の 他	わ か ら な い
	人	%	%	%	%
平成8年6月調査	2,157	46.5	48.7	0.1	4.7
平成13年5月調査	3,468	41.6	52.0	0.7	5.7
平成18年12月調査	2,766	39.8	56.0	0.3	4.0
平成24年12月調査	3,041	36.1	59.8	0.3	3.8
平成29年12月調査 （うち20歳以上）	2,905	31.6	64.1	0.2	4.1
平成29年12月調査	2,952	31.5	64.3	0.2	4.0

(注1) 平成29年12月調査までは、「あなたは、夫婦・親子の名字（姓）が違くと、夫婦を中心とする家族の一体感（きずな）に何か影響が出てくると思いますか。次の中から1つだけお答えください。」と聞いている。

(注2) 平成29年12月調査までは、調査員による個別面接聴取法で実施しているため、令和3年12月調査との単純比較は行わない。

(6) 配偶者の父母との関係

問9 あなたは、夫婦の名字・姓が違うことによる、配偶者の父母との関係への影響の有無について、どのように思いますか。(〇は1つ)

令和3年12月

- ・配偶者の父母との関係を大切にしなくなるといった影響があると思う 19.2%
- ・配偶者の父母との関係には影響はないと思う 80.3%

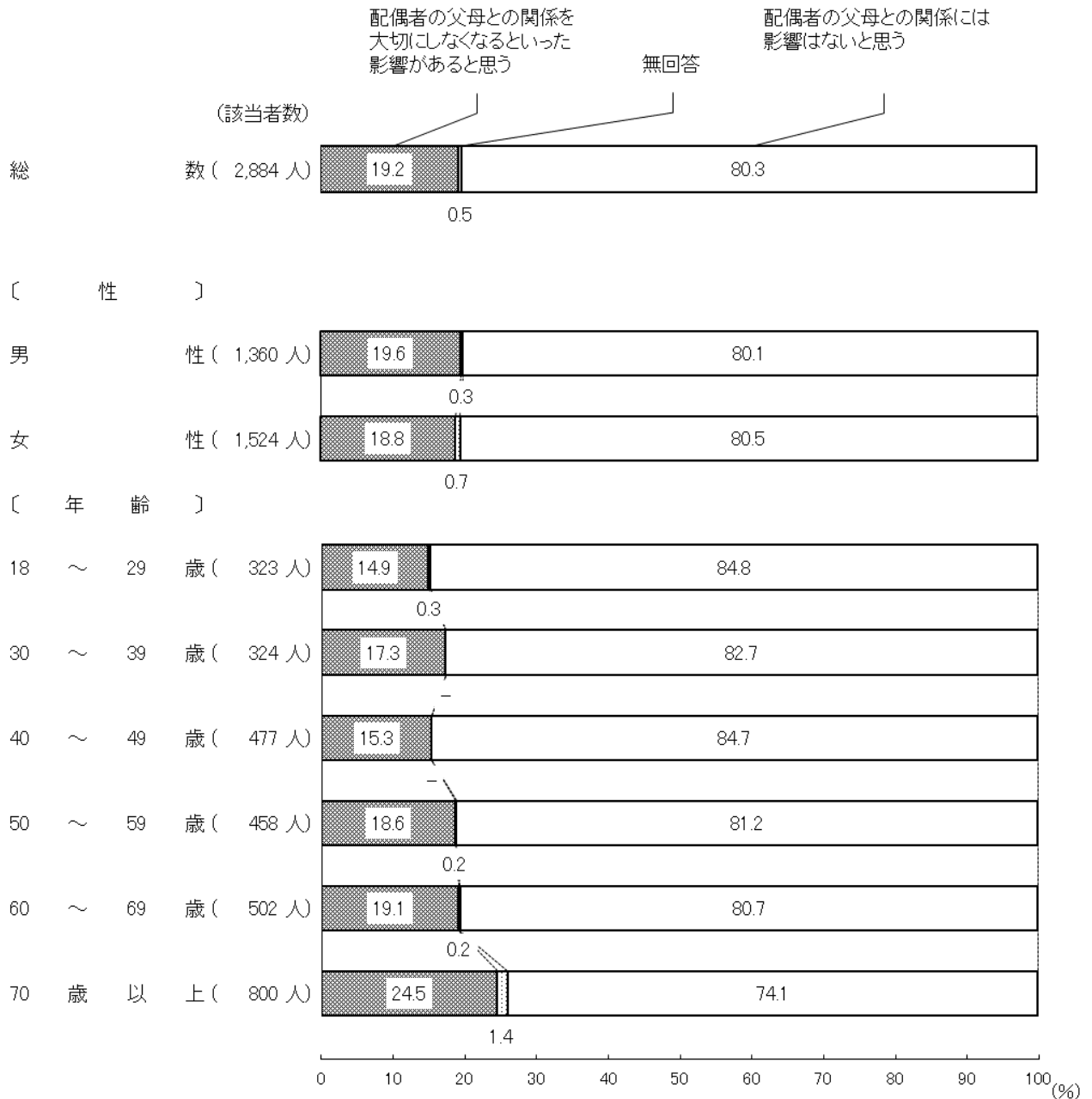


表9－参考 配偶者の父母との関係

	該 当 者 数	る大父う名 と切母と、 思にとの配(姓) うしとの偶が な係者 をの違	い係者違名 とにのっ字 思は父も、(姓) う影母と配 はの偶が	そ の 他	わ か ら な い
	人	%	%	%	%
平成8年6月調査	2,157	24.1	69.1	0.2	6.5
平成13年5月調査	3,468	21.6	70.4	1.0	7.0
平成18年12月調査	2,766	18.8	77.2	0.3	3.6
平成24年12月調査	3,041	18.7	76.3	0.6	4.4
平成29年12月調査 (うち20歳以上)	2,905	16.2	78.7	0.4	4.7
平成29年12月調査	2,952	16.2	78.8	0.4	4.7

(注1) 平成29年12月調査までは、「あなたは、夫婦の名字(姓)が違っていると、自分と違う名字(姓)の配偶者の父母との関係に何か影響が出てくると思いますか。次の中から1つだけお答えください。」と聞いている。

(注2) 平成29年12月調査までは、調査員による個別面接聴取法で実施しているため、令和3年12月調査との単純比較は行わない。

(7) 子どもへの影響

問 10 あなたは、夫婦の名字・姓が違うことによる、夫婦間の子どもへの影響の有無について、どのように思いますか。(〇は1つ)

令和3年12月

- ・子どもにとって好ましくない影響があると思う 69.0%
- ・子どもに影響はないと思う 30.3%

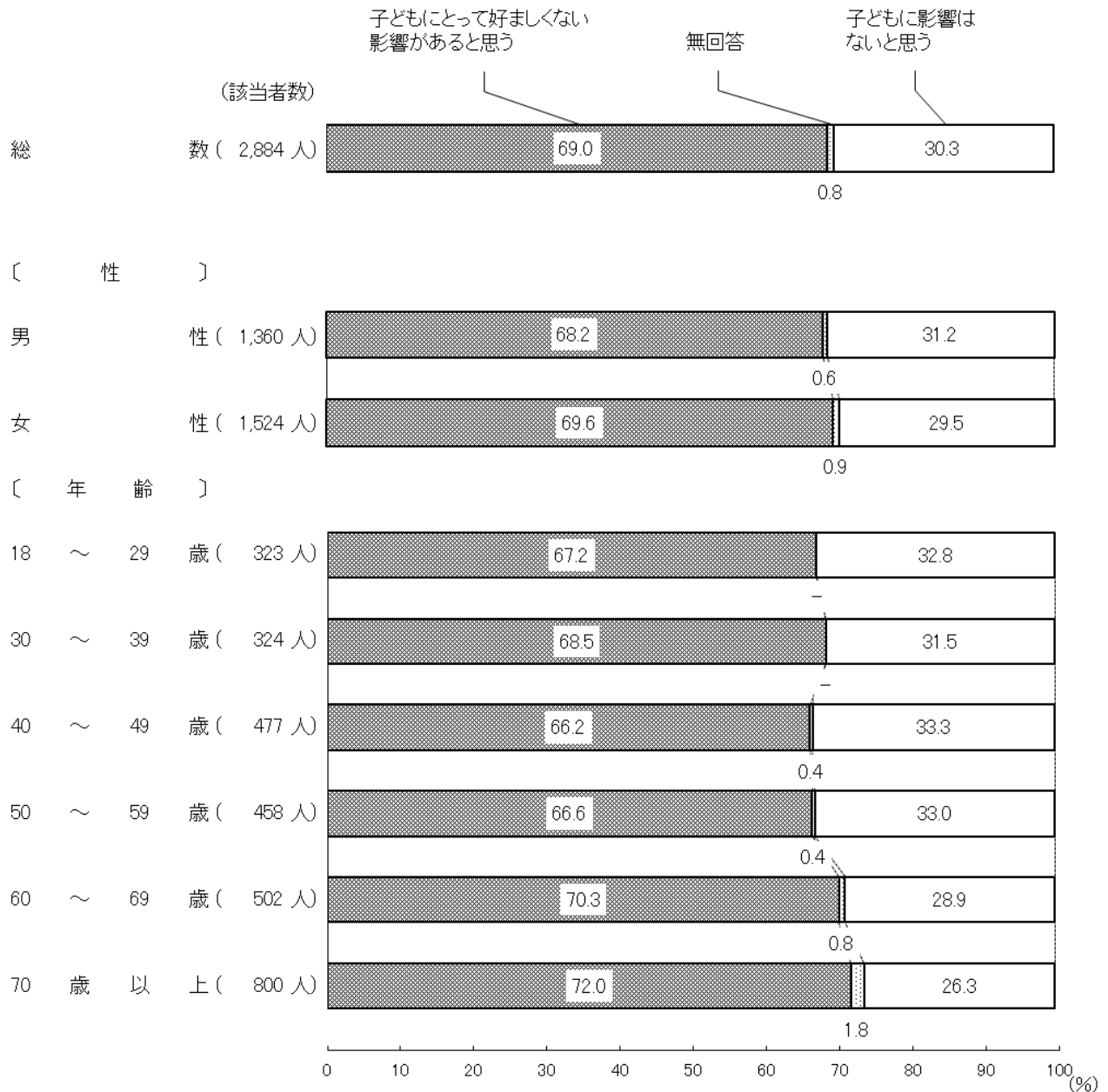


表10ー参考 子どもへの影響

	該 当 者 数	響好子 がまど あしも るとくにと 思くない う影て	な子 いとど もに 思影響 は	そ の 他	わ か ら な い
	人	%	%	%	%
平成 8 年 6 月 調 査	2,157	68.1	25.8	0.3	5.8
平成 13 年 5 月 調 査	3,468	66.0	26.8	0.7	6.6
平成 18 年 12 月 調 査	2,766	66.2	30.3	0.6	2.9
平成 24 年 12 月 調 査	3,041	67.1	28.4	0.3	4.2
平成 29 年 12 月 調 査 (うち 20 歳 以上)	2,905	62.6	32.4	0.4	4.6
平成 29 年 12 月 調 査	2,952	62.6	32.4	0.4	4.7

(注1) 平成29年12月調査までは、「あなたは、夫婦の名字(姓)が違うと、夫婦の間の子どもに何か影響が出てくると思いますか。次の中から1つだけお答えください。」と聞いている。

(注2) 平成29年12月調査までは、調査員による個別面接聴取法で実施しているため、令和3年12月調査との単純比較は行わない。

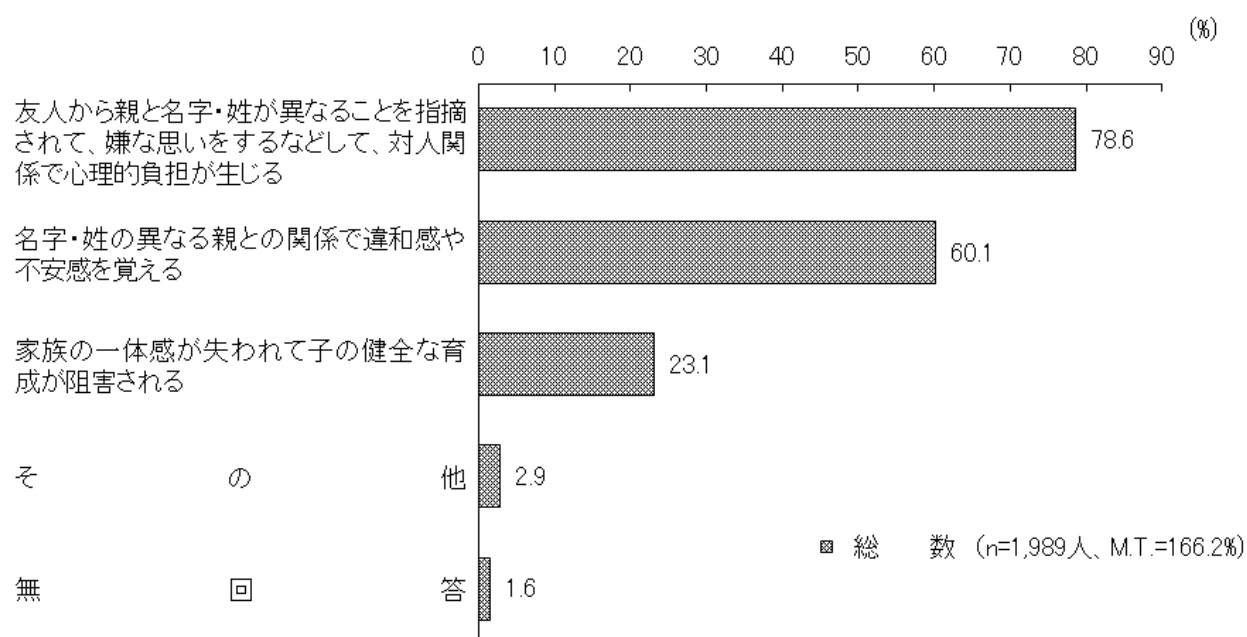
ア 子どもへの影響の具体的内容

(問 10 で「子どもにとって好ましくない影響があると思う」と答えた方 (1,989 人) に)
 問 11 夫婦の間の子どもにとって好ましくない影響があるとの意見の中には、次のような意見がありますが、影響があると思うものを選んでください。(〇はいくつでも)

令和 3 年 12 月

- ・友人から親と名字・姓が異なることを指摘されて、
 嫌な思いをするなどして、対人関係で心理的負担が生じる 78.6%
- ・名字・姓の異なる親との関係で違和感や不安感を覚える 60.1%
- ・家族の一体感が失われて子の健全な育成が阻害される 23.1%

(「子どもにとって好ましくない影響があると思う」と答えた者に、複数回答)



(8) 選択的夫婦別姓制度

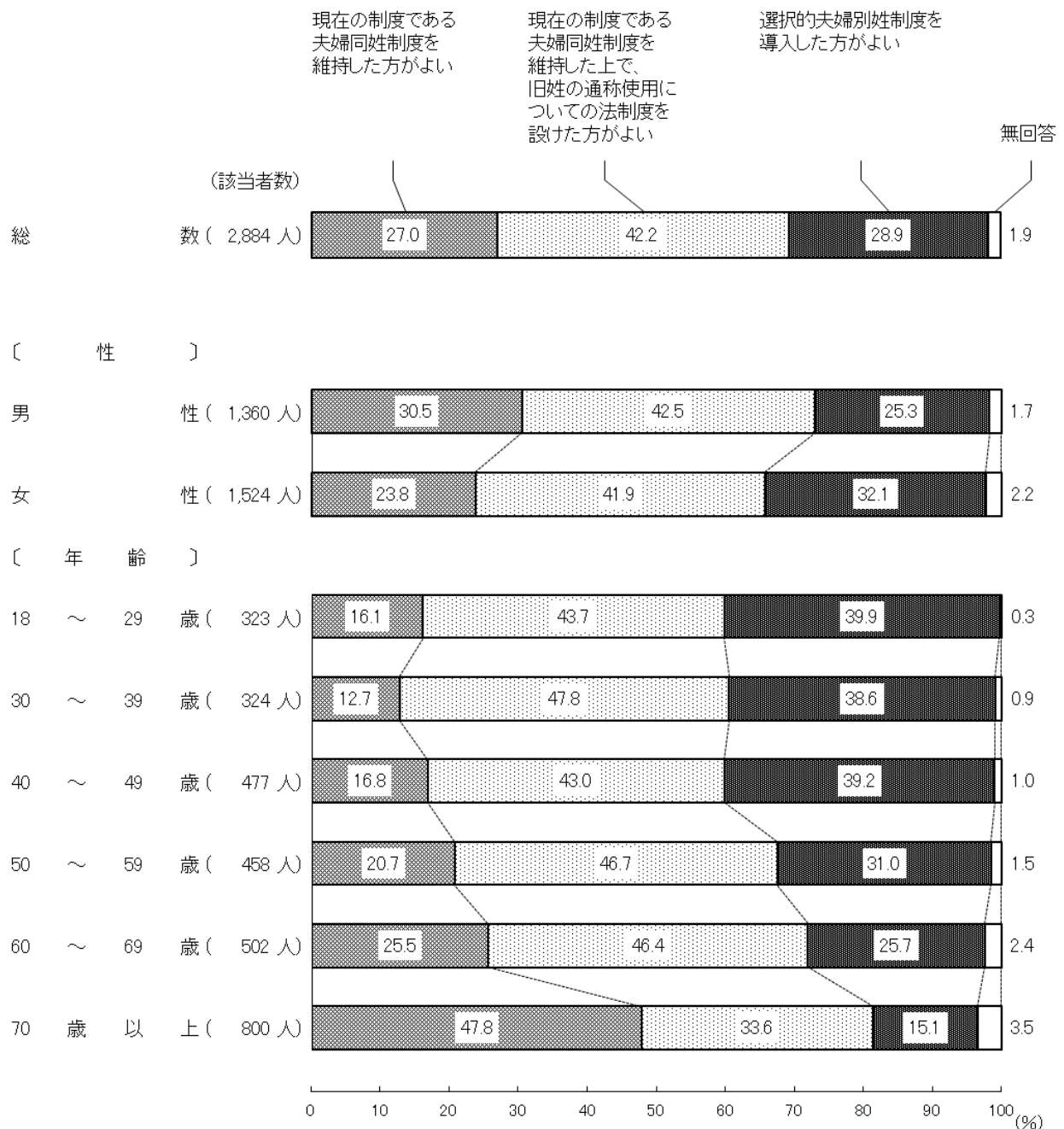
(資料1を提示して、調査対象の方に読んでもらってから質問)

問12 資料1に記載のある現在の制度である夫婦同姓制度を維持すること、選択的夫婦別姓制度を導入すること及び旧姓の通称使用についての法制度を設けることについて、あなたはどのように思いますか。(〇は1つ)

※「資料1」は、35ページの調査票に掲載

令和3年12月

- ・現在の制度である夫婦同姓制度を維持した方がよい 27.0%
- ・現在の制度である夫婦同姓制度を維持した上で、
旧姓の通称使用についての法制度を設けた方がよい 42.2%
- ・選択的夫婦別姓制度を導入した方がよい 28.9%



ア 別姓の希望

(問 12 で「選択的夫婦別姓制度を導入した方がよい」と答えた方 (833 人) に)

問 13 選択的夫婦別姓制度に変わった場合を想定してお答えください。夫婦でそれぞれの婚姻前の名字・姓を名乗ることを希望しますか。あなたが、結婚している、いないにかかわらず、お答えください。(○は1つ)

令和3年12月

- ・希望する 30.4%
- ・希望しない 28.9%
- ・どちらともいえない 38.4%

(「選択的夫婦別姓制度を導入した方がよい」と答えた者に)

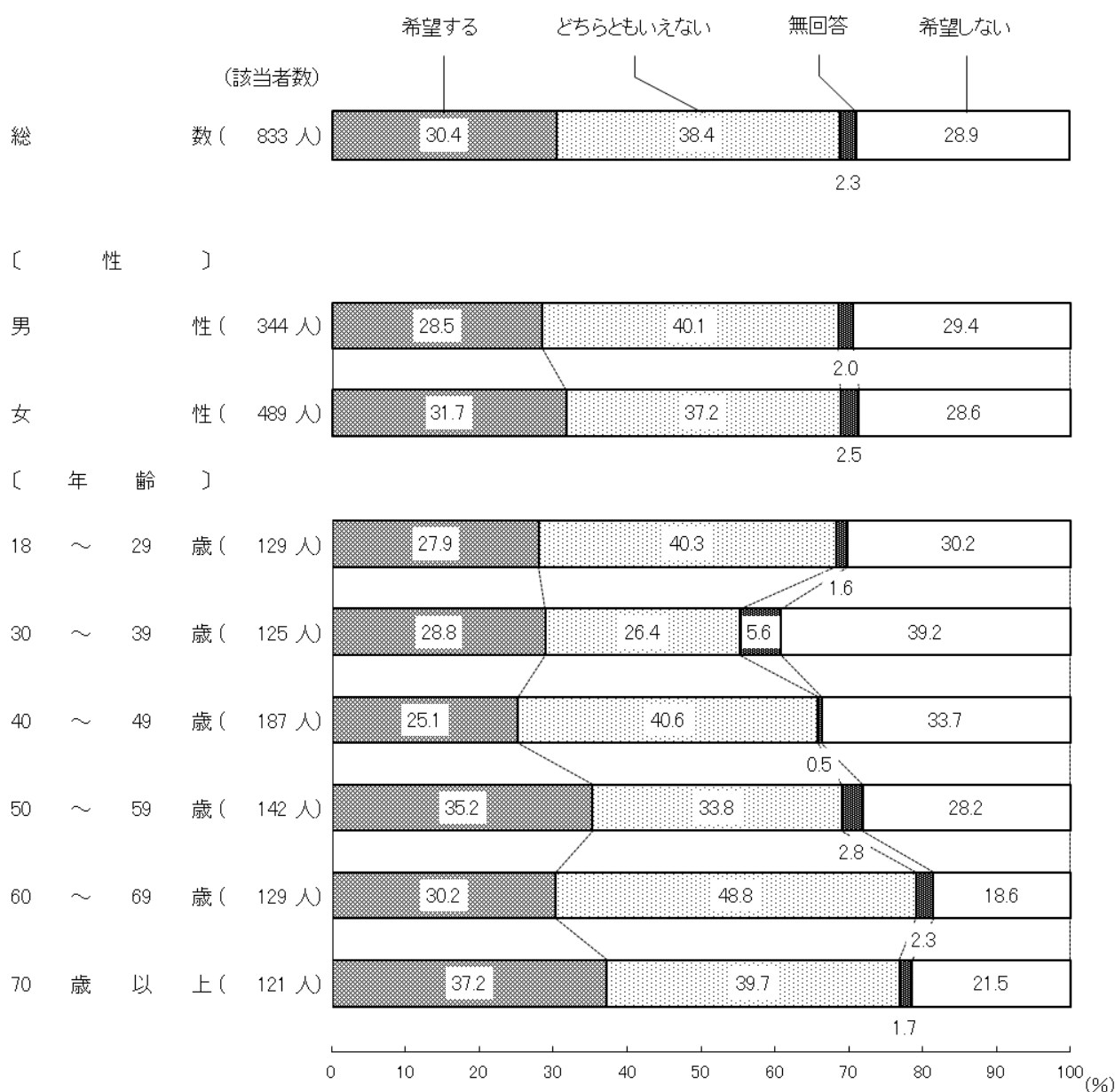


表13－参考 別姓の希望

〔「夫婦が婚姻前の名字（姓）を名乗ることを希望している場合には、夫婦がそれぞれ婚姻前の名字（姓）を名乗ることができるように法律を改めてもかまわない」と答えた者に

	該 当 者 数	希 望 す る	希 望 し な い	ど ち ら と も い え な い	わ か ら な い
	人	%	%	%	%
平成 8 年 6 月 調 査	701	16.3	51.5	31.1	1.1
平成 13 年 5 月 調 査	1,461	18.2	50.3	30.5	1.0
平成 18 年 12 月 調 査	1,012	20.9	48.9	29.5	0.6
平成 24 年 12 月 調 査	1,079	23.5	49.0	27.2	0.3
平成 29 年 12 月 調 査 （うち 20 歳以上）	1,227	19.9	47.4	32.1	0.7
平成 29 年 12 月 調 査	1,255	19.8	47.4	32.1	0.6

（注1）平成29年12月調査までは、「希望すれば、夫婦がそれぞれの婚姻前の名字（姓）を名乗れるように法律が変わった場合、あなたは、夫婦でそれぞれの婚姻前の名字（姓）を名乗ることを希望しますか。あなたが、結婚なさっている、いないにかかわらず、お答えください。」と聞いている。

（注2）平成29年12月調査までは、調査員による個別面接聴取法で実施しているため、令和3年12月調査との単純比較は行わない。

(9) 別姓夫婦の子どもの名字・姓

問 14 選択的夫婦別姓制度に変わった場合を想定してお答えください。それぞれの婚姻前の名字・姓を名乗っている夫婦に二人以上の子どもがいる場合、きょうだいの名字・姓が異なってもよいという考え方について、あなたは、どのようにお考えになりますか。(〇は1つ)

令和3年12月

- ・きょうだいの名字・姓が異なってもかまわない 13.8%
- ・きょうだいの名字・姓は同じにするべきである 63.5%
- ・どちらともいえない 21.2%

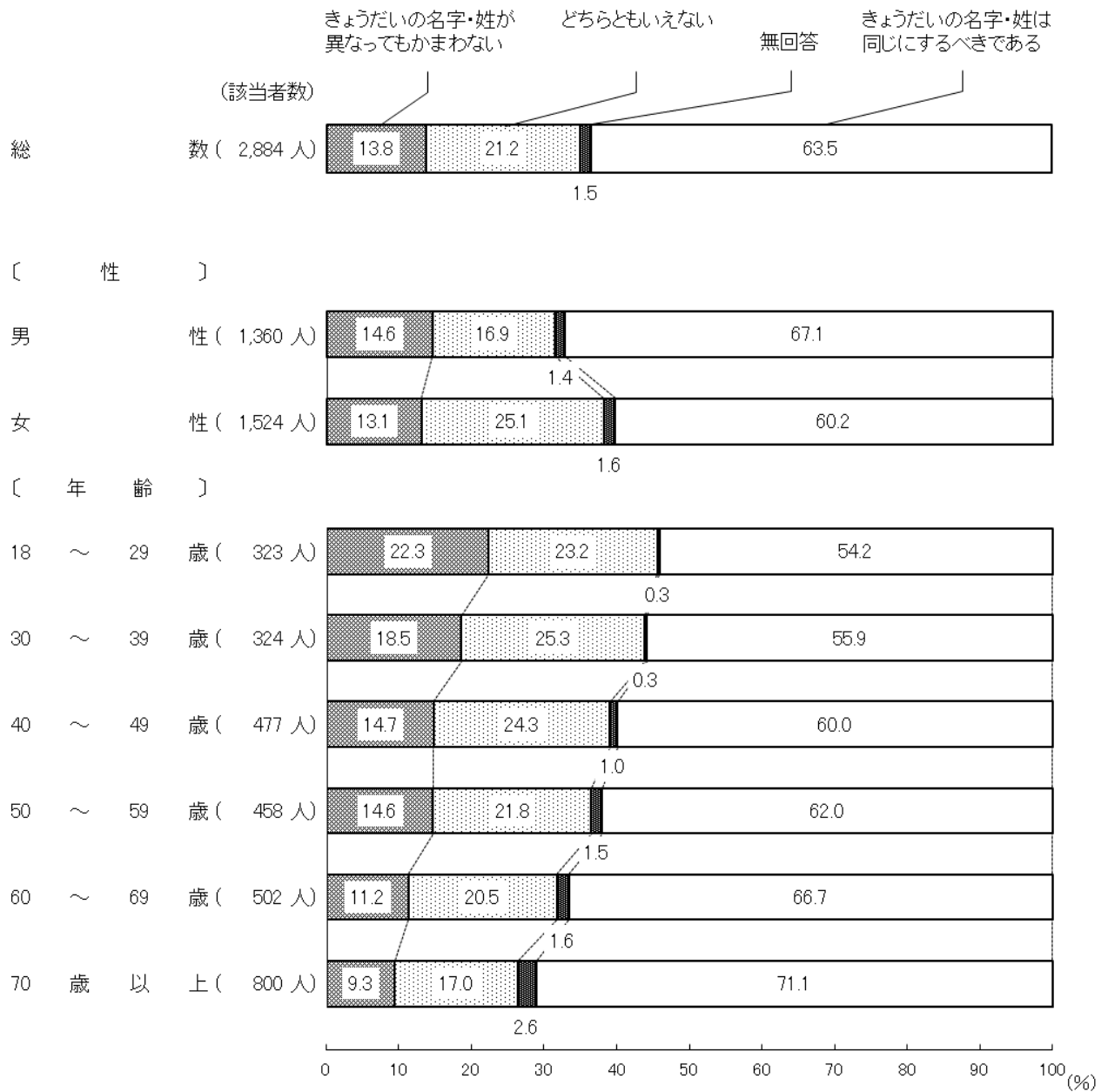


表14ー参考 別姓夫婦の子どもの名字・姓

	該 当 者 数	か ま わ な い (子 ど も 同 士 の 名 字 が 異 な っ て も)	べ き で あ る (子 ど も 同 士 の 名 字 は 同 じ に す る)	ど ち ら と も い え な い	わ か ら な い
	人	%	%	%	%
平成 8 年 6 月 調 査	2,157	9.5	72.5	16.0	2.0
平成 13 年 5 月 調 査	3,468	12.2	67.5	17.4	2.9
平成 18 年 12 月 調 査	2,766	12.8	68.4	16.9	1.9
平成 24 年 12 月 調 査	3,041	11.9	66.2	20.3	1.6
平成 29 年 12 月 調 査 (うち 20 歳 以上)	2,905	14.9	58.0	25.4	1.7
平成 29 年 12 月 調 査	2,952	14.9	58.3	25.2	1.7

(注1) 平成29年12月調査までは、「希望すれば、夫婦がそれぞれの婚姻前の名字(姓)を名乗れるように法律が変わった場合を想定してお答えください。それぞれの婚姻前の名字(姓)を名乗っている夫婦に二人以上の子どもがある場合、子ども同士(兄弟・姉妹)の名字(姓)が異なってもよいという考え方について、あなたは、どのようにお考えになりますか。次の中から1つだけお答えください。」と聞いている。

(注2) 平成29年12月調査までは、調査員による個別面接聴取法で実施しているため、令和3年12月調査との単純比較は行わない。

ア 別姓夫婦の子どもの成年後の名字・姓

(問 14 で「きょうだいの名字・姓は同じにするべきである」と答えた方 (1,830 人) に)
 問 15 子どもが成年に達した時には、それまでと異なる父または母の名字・姓に変えることができるという考え方について、どのようにお考えになりますか。(○は1つ)

令和3年12月

- ・成年に達するまでの名字・姓を変えない方がよい 51.4%
- ・変えることができるとしてもかまわない 35.6%
- ・どちらともいえない 12.0%

(「きょうだいの名字・姓は同じにするべきである」と答えた者に)

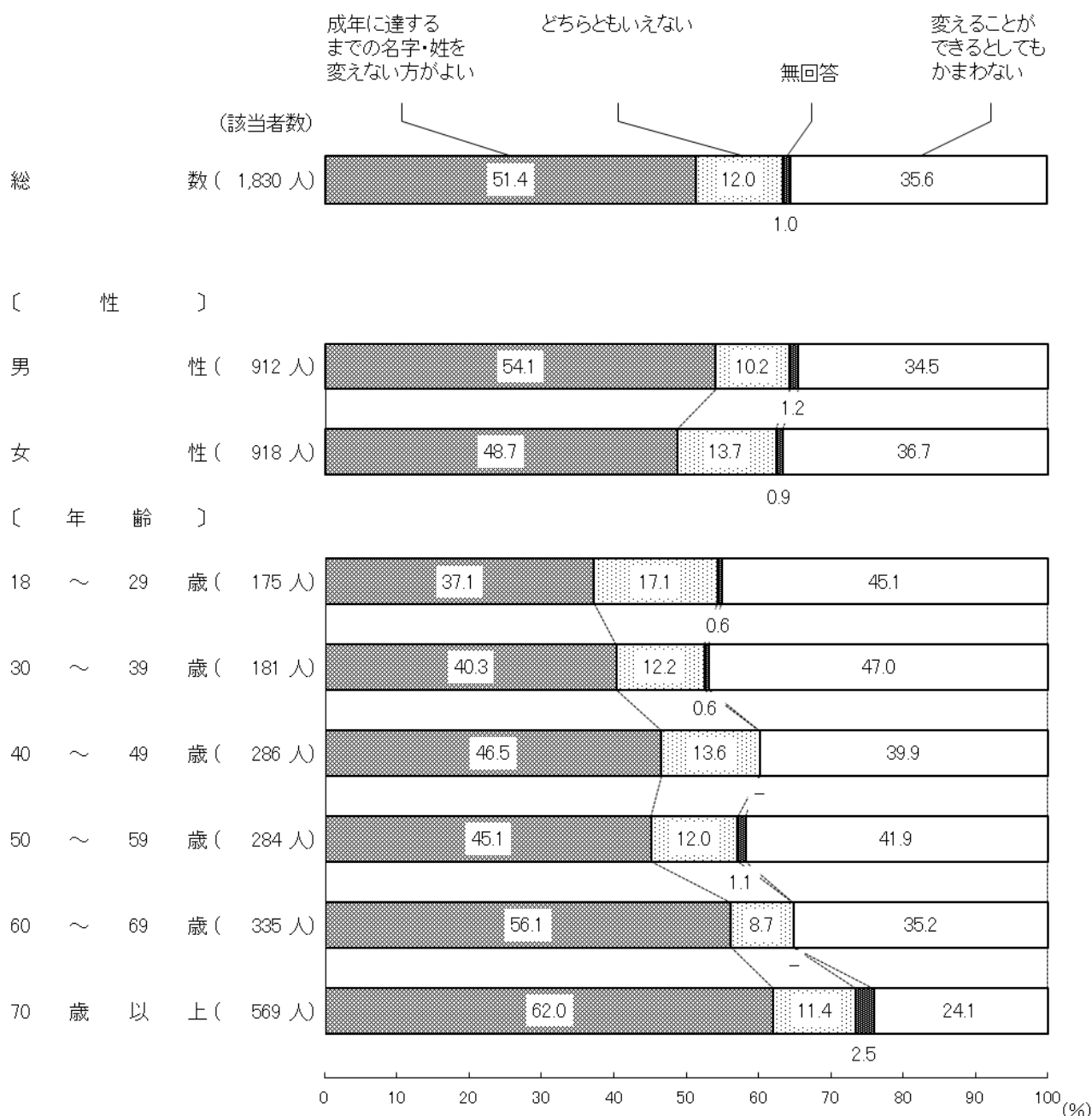


表15－参考 別姓夫婦の子どもの成年後の名字・姓

(「子ども同士の名字(姓)は同じにするべきである」と答えた者に)

	該 当 者 数	今 ま で の 名 字 (姓) を 変 え な い 方 が よ い	と 変 え る こ と が ま ま わ ら な い	ど ち ら と も い え な い	わ か ら な い
	人	%	%	%	%
平成13年5月調査	2,340	36.2	49.1	12.6	2.1
平成18年12月調査	1,893	39.0	48.8	10.9	1.3
平成24年12月調査	2,014	37.6	47.4	13.5	1.5
平成29年12月調査 (うち20歳以上)	1,685	35.3	50.1	13.8	0.8
平成29年12月調査	1,720	35.2	50.0	13.9	0.9

(注1) 平成29年12月調査までは、「子ども同士は同一の名字(姓)を名乗るべきであるとして、それぞれの子どもの成年に達した時には、それまでと異なる父または母の名字(姓)に変えることができるという考え方について、あなたは、どのようにお考えになりますか。次の中から1つだけお答えください。」と聞いている。

(注2) 平成29年12月調査までは、調査員による個別面接聴取法で実施しているため、令和3年12月調査との単純比較は行わない。

3 裁判上の離婚

(1) 裁判上の離婚原因

(資料2を提示して、調査対象の方に読んでもらってから質問)

問16 あなたは、このような考え方についてどのようにお考えになりますか。(〇は1つ)

※「資料2」は、36ページの調査票に掲載

令和3年12月

- ・一定期間夫婦としての関係がなくなっている場合は、
原則として、離婚を認めてよい 61.3%
- ・一定期間夫婦としての関係がなくなっていることだけで、
原則として、離婚を認めるということはよくない 14.7%
- ・どちらともいえない 22.0%

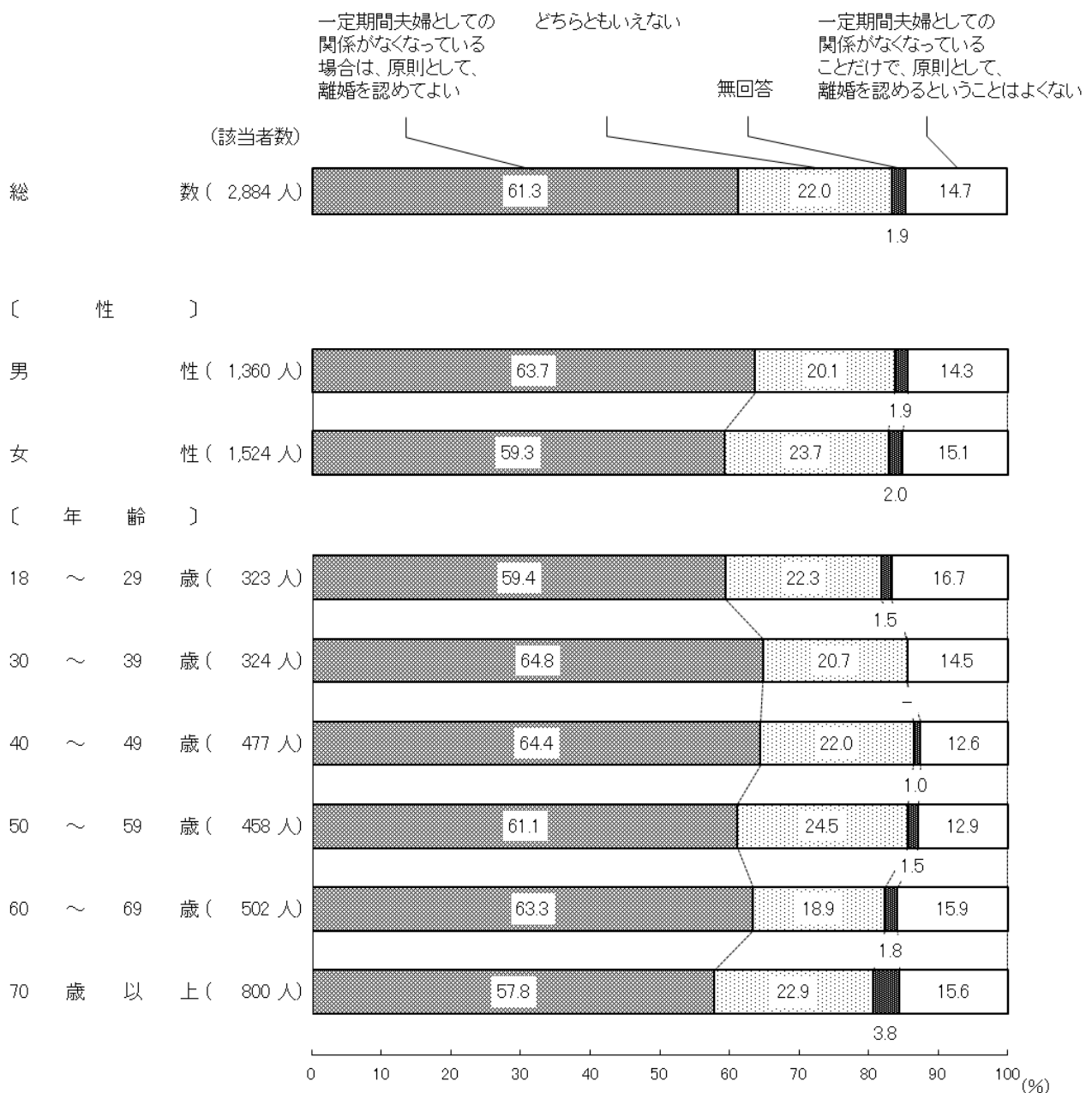


表16－参考 裁判上の離婚原因

	該 当 者 数	いと な し つ て 、 離 婚 場 合 を 認 め て よ く	な ら ば 、 夫 婦 の 関 係 が 悪 化 し て 、 一 定 期 間 に た	夫 婦 の 関 係 を 悪 化 さ せ た	一 定期 間 夫 婦 と し て の 関 係 が 悪 化 し て 、 一 定期 間 に た	ど ち ら と も い え な い	わ か ら な い
	人	%	%	%	%		
平成 8 年 6 月 調 査	2,157	54.7	18.0	22.7	4.5		
平成 18 年 12 月 調 査	2,766	58.8	16.6	21.9	2.7		
平成 24 年 12 月 調 査	3,041	61.6	13.0	22.4	3.0		
平成 29 年 12 月 調 査 (うち 20 歳 以上)	2,905	60.1	13.2	24.3	2.4		
平成 29 年 12 月 調 査	2,952	60.1	13.3	24.1	2.5		

(注1) 平成24年12月調査までは、「現在、離婚訴訟においては、裁判を起こした人に、夫婦の関係を悪化させた主な原因があり、相手が離婚を望んでいない場合には、離婚は認められにくくなっています。これに対して、夫婦の関係が悪化した原因がどちらにあるかには関係なく、別居などによって、夫婦としての関係がなくなっている状態が一定期間続いた場合には、裁判を起こした人の言い分が正義に反するような勝手なものでない限り、離婚を認めてもよいという考え方があります。あなたは、このような考え方についてどのようにお考えになりますか。次の中から1つだけお答えください。」と聞いている。

(注2) 平成29年12月調査までは、調査員による個別面接聴取法で実施しているため、令和3年12月調査との単純比較は行わない。

ア 離婚を認めるための期間

(問 16 で「一定期間夫婦としての関係がなくなっている場合は、原則として、離婚を認めてよい」と答えた方 (1,769 人) に)
 問 17 離婚を認めるための期間として、別居を開始してからどのくらいの期間が適当だと思いますか。(〇は1つ)

	令和3年12月
・ 2年未満	29.3%
・ 2年以上4年未満	28.5%
・ 4年以上6年未満	12.2%
・ 6年以上8年未満	2.0%
・ 8年以上10年未満	0.7%
・ 10年以上	2.7%
・ 一概にいけない	23.1%

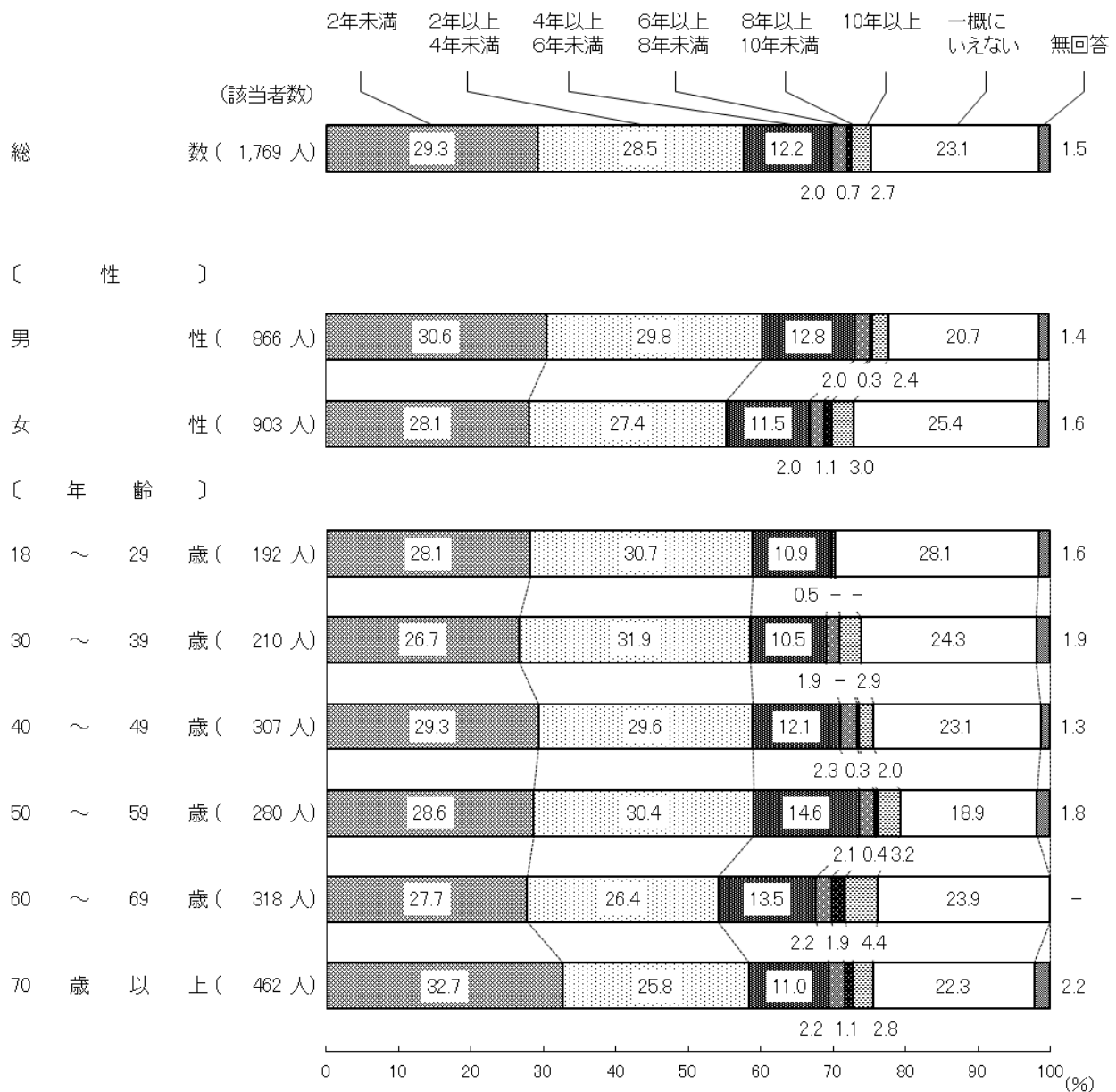


表17-参考 離婚を認めるための期間

「夫婦の関係を悪化させた原因がどちらにあるかには関係なく、一定期間夫婦としての関係がなくなっている場合は、原則として、離婚を認めてよい」と答えた者に

	該 当 者 数	2 年 未 満	2 年 以 上 4 年 未 満	4 年 以 上 6 年 未 満	6 年 以 上 8 年 未 満	8 年 以 上 1 0 年 未 満	1 0 年 以 上	一 概 に 言 え な い	わ か ら な い
	人	%	%	%	%	%	%	%	%
平成 8 年 6 月 調 査	1,180	23.3	27.2	15.8	3.6	1.4	1.8	24.9	1.9
平成 18 年 12 月 調 査	1,626	22.1	27.2	16.0	2.9	0.8	2.8	26.8	1.4
平成 24 年 12 月 調 査	1,873	29.2	26.9	13.1	3.0	0.9	1.3	24.7	1.0
平成 29 年 12 月 調 査 (うち 20 歳 以 上)	1,746	29.6	22.6	12.6	2.9	1.2	2.4	27.8	0.9
平成 29 年 12 月 調 査	1,773	29.5	22.6	12.6	2.9	1.2	2.4	28.0	0.9

(注1) 平成29年12月調査までは、「離婚を認めるための期間として、どのくらいの期間が適当だと思いますか。次の中から1つだけお答えください。」と聞いている。

(注2) 平成29年12月調査までは、調査員による個別面接聴取法で実施しているため、令和3年12月調査との単純比較は行わない。

家族の法制に関する世論調査

令和3年12月

(n=2,884)

家族の役割についておうかがいします

この下の 問1 からお答えください

問1. あなたが、家族の役割として最も大切だと思うものは何ですか。(は1つ)

- (22.7) 1. 子どもをもうけ、育てるとい
出産・養育面
- (3.8) 2. 親の世話をするという介護面
- (51.4) 3. 心のやすらぎを得るとい情緒面
- (17.4) 4. 日常生活の上で必要なことをする
という家事面
- (3.0) 5. その他(具体的に) _____
- (1.7) 無回答

**ここからは、婚姻をした場合の名字・姓のことについて
おうかがいします**

問2. あなたは、名字・姓とは、どういうものか
と思いますか。(はいくつでも)

- (42.9) 1. 他の人と区別して自分を表す名称の一部
- (45.8) 2. 先祖から受け継がれてきた名称
- (31.2) 3. 夫婦を中心にした家族の名称
- (18.5) 4. 単なる名称にとどまらない、自分が
自分であることや人格の基礎
- (0.9) 5. その他(具体的に) _____
- (0.9) 無回答 (M.T.=140.2)

問3. 現在の制度では、婚姻によって、夫婦のどちらかが
必ず名字・姓を変えなければならないことになってい
ます。あなたは、このことにより、名字・姓を変えた
人に何らかの不便・不利益があると思いますか。
(は1つ)

1と答えた方は問4へ

- (52.1) 1. 何らかの不便・不利益があると思う……
- (47.5) 2. 何らの不便・不利益もないと思う
- (0.4) 無回答

次のページの 問6 に進んでください

**問3で「1. 何らかの不便・不利益があると思う」と
答えた方への質問**

問4. 何らかの不便・不利益があると思うとの意見の中に
は、次のような意見がありますが、不便・不利益にな
ると思うものを選んでください。(はいくつでも)

(n=1,503)

- (34.5) 1. 仕事の実績が引き継がれないなど、
職業生活上の不便・不利益がある
- (83.1) 2. 名字・姓を変更した側のみに名義変更
の負担があるなど、日常生活上の不便・
不利益がある
- (13.5) 3. 自己喪失感が生じたり、プライバシー
が公になったりすることにより心理的
負担が生ずる
- (27.9) 4. 実家の名字・姓を残せなくなること
などから、婚姻の妨げになる
- (3.1) 5. その他(具体的に) _____
- (1.2) 無回答 (M.T.=163.4)

**問3で「1. 何らかの不便・不利益があると思う」と
答えた方への質問**

問5. 婚姻をして名字・姓を変えても、不便・不利益がな
くなるようにするため、婚姻前の名字・姓を通称とし
て使えばよいという考え方がありますが、このような
考え方について、どのように思いますか。(は1つ)

(n=1,503)

- (37.1) 1. 通称を使うことができれば、不便・
不利益がなくなると思う
- (59.3) 2. 通称を使うことができても、それだけ
では、対処しきれない不便・不利益が
あると思う
- (3.5) 無回答

次のページの 問6 に進んでください

ここからは全員の方がお答えください

問6. あなたは、婚姻によって、ご自分の名字・姓が相手の名字・姓に変わったとした場合、どのような感じを持つと思いますか。(はいいくつでも)

- (39.7) 1. 相手と一体となったような喜びを感じると思う
- (54.1) 2. 名字・姓が変わったことで、新たな人生が始まるような喜びを感じると思う
- (25.6) 3. 名字・姓が変わったことに違和感を持つと思う
- (9.7) 4. 今までの自分が失われてしまったような感じを持つと思う
- (11.1) 5. 何も感じないと思う
- (2.1) 無回答 (M.T.=142.3)

問7. 婚姻の届出をしていない男女の中には、婚姻の届出をしている夫婦と全く同じ生活をしている人たちがいます。あなたは、そのような人たちの中に、双方がともに名字・姓を変えたくないという理由で、婚姻の届出をしない人がいると思いますか。(はい1つ)

- (81.7) 1. いると思う
- (17.7) 2. いないと思う
- (0.6) 無回答

問8. あなたは、夫婦・親子の名字・姓が違うことによる、夫婦を中心とする家族の一体感・きずなへの影響の有無について、どのように思いますか。(はい1つ)

- (37.8) 1. 家族の一体感・きずなが弱まると思う
- (61.6) 2. 家族の一体感・きずなには影響がないと思う
- (0.6) 無回答

問9. あなたは、夫婦の名字・姓が違うことによる、配偶者の父母との関係への影響の有無について、どのように思いますか。(はい1つ)

- (19.2) 1. 配偶者の父母との関係を大切にしなくなるといった影響があると思う
- (80.3) 2. 配偶者の父母との関係には影響はないと思う
- (0.5) 無回答

問10. あなたは、夫婦の名字・姓が違うことによる、夫婦の間子どもへの影響の有無について、どのように思いますか。(はい1つ)

- (69.0) 1. 子どもにとって好ましくない影響があると思う
- (30.3) 2. 子どもに影響はないと思う
- (0.8) 無回答

2と答えた方、無回答は【資料1】へ

問10で「1. 子どもにとって好ましくない影響があると思う」と答えた方への質問

問11. 夫婦の間子どもにとって好ましくない影響があるとの意見の中には、次のような意見がありますが、影響があると思うものを選んでください。(はいいくつでも)

- (n=1,989)
- (23.1) 1. 家族の一体感が失われて子の健全な育成が阻害される
- (60.1) 2. 名字・姓の異なる親との関係で違和感や不安感を覚える
- (78.6) 3. 友人から親と名字・姓が異なることを指摘されて、嫌な思いをするなどして、対人関係で心理的負担が生じる
- (2.9) 4. その他(具体的に)
- (1.6) 無回答 (M.T.=166.2)

右のページの【資料1】に進んでください

【資料1】

夫婦の名字・姓に関する参考資料

現在の制度である夫婦同姓制度	選択的夫婦別姓制度	旧姓の通称使用についての法制度
夫婦は必ず同じ名字・姓を名乗らなければならない制度	夫婦は、同じ名字・姓を名乗るか、それぞれ婚姻前の名字・姓を名乗るかを選択できるようにする制度	婚姻で名字・姓を変えた人は、旧姓を通称として、幅広く使うことができるようにする法制度

問12の選択肢について

	現在の制度である夫婦同姓制度を維持	選択的夫婦別姓制度の導入
旧姓の通称使用についての法制度を設ける必要はない	選択肢1 現在の制度である夫婦同姓制度を維持した方がよい	選択肢3 選択的夫婦別姓制度を導入した方がよい
旧姓の通称使用についての法制度を設ける必要がある	選択肢2 現在の制度である夫婦同姓制度を維持した上で、旧姓の通称使用についての法制度を設けた方がよい	

問12. 資料1に記載のある現在の制度である夫婦同姓制度を維持すること、選択的夫婦別姓制度を導入すること及び旧姓の通称使用についての法制度を設けることについて、あなたはどのように思いますか。(は1つ)

- (27.0) 1. 現在の制度である夫婦同姓制度を維持した方がよい
- (42.2) 2. 現在の制度である夫婦同姓制度を維持した上で、旧姓の通称使用についての法制度を設けた方がよい
- (28.9) 3. 選択的夫婦別姓制度を導入した方がよい
- (1.9) 無回答

3と答えた方は問13へ

問12で「3. 選択的夫婦別姓制度を導入した方がよい」と答えた方への質問

問13. 選択的夫婦別姓制度に変わった場合を想定してお答えください。夫婦でそれぞれの婚姻前の名字・姓を名乗ることを希望しますか。あなたが、結婚している、いないにかかわらず、お答えください。(は1つ)
(n=833)

- (30.4) 1. 希望する
- (28.9) 2. 希望しない
- (38.4) 3. どちらともいえない
- (2.3) 無回答

次のページの問14に進んでください

次のページの問14に進んでください

ここからは全員の方がお答えください

問 14. 選択的夫婦別姓制度に変わった場合を想定してお答えください。それぞれの婚姻前の名字・姓を名乗っている夫婦に二人以上の子どもがいる場合、きょうだいの名字・姓が異なってもよいという考え方について、あなたは、どのようにお考えになりますか。(は1つ)

- (13.8) 1. きょうだいの名字・姓が異なってもかまわない
- (63.5) 2. きょうだいの名字・姓は同じにするべきである
- (21.2) 3. どちらともいえない
- (1.5) 無回答

1又は3と答えた方、無回答は【資料2】へ

問 14 で「2. きょうだいの名字・姓は同じにするべきである」と答えた方への質問

問 15. 子どもが成年に達した時には、それまでと異なる父または母の名字・姓に変えることができるという考え方について、どのようにお考えになりますか。(は1つ)

- (n=1,830)
- (51.4) 1. 成年に達するまでの名字・姓を変えない方がよい
 - (35.6) 2. 変えることができるとしてもかまわない
 - (12.0) 3. どちらともいえない
 - (1.0) 無回答

右の段の【資料2】に進んでください

ここからは、離婚についておうかがいします

ここからは全員の方が【資料2】を読んでから下の問16以降をお答えください

【資料2】

現在、離婚訴訟においては夫婦の関係を悪化させた主な原因が、裁判を起こした人にあり、相手が離婚を望んでいない場合には、離婚は認められにくくなっています。これに対して、夫婦の関係が悪化した原因がどちらにあるかには関係なく、別居などによって、夫婦としての関係がなくなっている状態が一定期間続いた場合には、裁判を起こした人の言い分が正義に反するような勝手なものでない限り、離婚を認めてもよいという考え方があります。

問 16. あなたは、このような考え方についてどのようにお考えになりますか。(は1つ)

- (61.3) 1. 一定期間夫婦としての関係がなくなっている場合は、原則として、離婚を認めてよい
- (14.7) 2. 一定期間夫婦としての関係がなくなっていることだけで、原則として、離婚を認めるということはよくない
- (22.0) 3. どちらともいえない
- (1.9) 無回答

2又は3と答えた方、無回答はF 1へ

問 16 で「1. 一定期間夫婦としての関係がなくなっている場合は、原則として、離婚を認めてよい」と答えた方への質問

問 17. 離婚を認めるための期間として、別居を開始してからどのくらいの期間が適当だと思いますか。(は1つ)

- (n=1,769)
- (29.3) 1. 2年未満
 - (28.5) 2. 2年以上4年未満
 - (12.2) 3. 4年以上6年未満
 - (2.0) 4. 6年以上8年未満
 - (0.7) 5. 8年以上10年未満
 - (2.7) 6. 10年以上
 - (23.1) 7. 一概にいえない
 - (1.5) 無回答

右のページの F 1 に進んでください

ご回答を統計的に分析するために、あなたご自身のことをおうかがいします

ここからは全員の方がお答えください

F 1 . 差し支えなければ、あなたの性別をお答えください。
(は1つ)

(47.2) 1 . 男性 (52.8) 2 . 女性

F 2 . あなたのお年は満でいくつですか。年齢をお書きください。

歳

(2.2) 18~19 歳 (7.3) 40~44 歳 (9.2) 65~69 歳
(4.1) 20~24 歳 (9.2) 45~49 歳 (11.7) 70~74 歳
(5.0) 25~29 歳 (8.9) 50~54 歳 (7.9) 75~79 歳
(5.2) 30~34 歳 (7.0) 55~59 歳 (8.1) 80 歳以上
(6.1) 35~39 歳 (8.2) 60~64 歳

F 3 . あなたのお仕事についておうかがいします。あなたは、この中のどれに当たりますか。どれに当てはまるかわからない場合には、「8 .」に をつけ、「その他」の欄にできるだけ具体的にお書きください。
(は1つ)

(34.6) 1 . 正規の職員・従業員
(役員を含む)
(15.4) 2 . 非正規の職員・従業員
(期間従業員、契約社員、派遣社員を含む)
(8.2) 3 . 自営業主・自由業
(自分で、または共同で事業を営んでいる)
(2.7) 4 . 家族従業者
(家族が営んでいる事業を手伝っている)
(15.3) 5 . 主婦・主夫
(4.0) 6 . 学生
(18.6) 7 . 無職
(0.8) 8 . その他

できるだけ具体的にお書きください。

(0.4) 無回答

F 4 . あなたにはきょうだいがありますか。(は1つ)

(33.8) 1 . きょうだいの中で、一番上 (長子)
(35.7) 2 . きょうだいの中で、一番下 (末子)
(23.1) 3 . きょうだいの中で、一番上でも一番下でもない (中っ子)
(7.0) 4 . きょうだいはいない (一人っ子)
(0.5) 無回答

4 と答えた方、
無回答は F 5 へ

F 4 で「1 . きょうだいの中で、一番上 (長子)」、「2 . きょうだいの中で、一番下 (末子)」、「3 . きょうだいの中で、一番上でも一番下でもない (中っ子)」と答えた方への質問

F 4 S Q . あなたも含めた、きょうだいの構成を教えてください。(は1つ)

(n=2,668)
(62.6) 1 . きょうだいには男性と女性がいる
(18.7) 2 . 男性のみのきょうだいである
(16.5) 3 . 女性のみのきょうだいである
(2.2) 無回答

ここからは全員の方がお答えください

F 5 . あなたは、現在、結婚していますか。(は1つ)

(69.3) 1 . 結婚している
(2.5) 2 . 結婚していないが、パートナーと暮らしている
(27.2) 3 . 結婚しておらず、パートナーとも暮らしていない
(1.0) 無回答

次のページの F 6 に進んでください

F 6 .あなたの結婚歴についてお答えください。(は1つ)

- (64.6) 1 . 結婚したことがあり、離婚したことはない
- (6.5) 2 . 結婚し、その後離婚したが、再婚したことはない
- (6.0) 3 . 1回のみ再婚したことがある
- (0.9) 4 . 2回以上再婚したことがある
- (20.9) 5 . 一度も結婚したことがない
- (1.1) 無回答

5と答えた方、
無回答はF 7へ

F 6で「1 . 結婚したことがあり、離婚したことはない」、「2 . 結婚し、その後離婚したが、再婚したことはない」、「3 . 1回のみ再婚したことがある」、「4 . 2回以上再婚したことがある」と答えた方への質問

F 6 S Q 1 . 再婚した場合を含み、結婚した際に名字・姓を変えたことがありますか。(は1つ)

(n=2,250)

- (49.2) 1 . 結婚した際に、自らの名字・姓を変えたことがある
- (46.4) 2 . 結婚した際に、自らの名字・姓を変えたことがない
- (4.3) 無回答

2と答えた方、
無回答はF 7へ

F 6 S Q 1で「1 . 結婚した際に、自らの名字・姓を変えたことがある」と答えた方への質問

F 6 S Q 2 . 離婚に伴い、離婚の際に称していた名字・姓を引き続き称するという戸籍の届出をしたことがありますか。(は1つ)

(n=1,108)

- (79.0) 1 . 離婚したことはないため、その届出をしたことがない
- (11.1) 2 . 離婚したことはあるが、その届出をしたことがない
- (7.1) 3 . その届出をしたことがある
- (2.8) 無回答

ここからは全員の方がお答えください

F 7 .あなたにはお子さんはいますか。成人したお子さんや別居しているお子さんも含めてお答えください。(は1つ)

- (68.3) 1 . いる
- (28.4) 2 . いない
- (3.3) 無回答

今後の調査実施の参考とするため、ここからは今回の調査についておうかがいします

問A .今回の調査の答えやすさはどうでしたか。(は1つ)

- (51.6) 1 . 答えやすかった
- (17.1) 2 . 答えにくかった
- (30.9) 3 . どちらともいえない
- (0.4) 無回答

問B .今回の調査の分量はどうでしたか。(は1つ)

- (9.5) 1 . 少ないと感じた
- (79.1) 2 . 適当と感じた
- (10.4) 3 . 多いと感じた
- (0.9) 無回答

問C .今回の調査への回答に要した時間は、およそどれくらいでしたか。(は1つ)

- (58.9) 1 . 15分未満
- (34.6) 2 . 15~30分程度
- (5.8) 3 . 30分以上
- (0.7) 無回答

問D .今回の調査にご回答いただいたのは、どなた様ですか。(は1つ)

- (97.4) 1 . 郵便宛名のご本人様
- (2.3) 2 . ご本人様のご意見を代理の方が記入
- (-) 3 . 代理の方(代理の方のご意見を記入)

代理の方が記入された理由をお教えてください。

- (0.3) 無回答